

平成 22 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 安 楽 亭
代 表 者 名 代表取締役社長 柳 時 機
(コード番号 7562 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役総務人事部長 本多 英明
(T E L 048-859-0555)

新株予約権の行使期間延長に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 20 日開催の取締役会において、平成 20 年 9 月 29 日に発行いたしました第三者割当てによる第 3 回新株予約権 (MSW) の行使期間延長を承認する旨の決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の行使期間延長の理由

平成 20 年 9 月 29 日発行の当社第 3 回新株予約権については、Lehman Brothers Asia Capital Company (以下「LBACC」といいます。)を割当先として新株予約権を発行しております。本新株予約権の行使に際して、その出資の目的であるファシリティ契約に基づく貸付金債権(以下、「本貸付債権」という)について、当社は LBACC 社 (並びその破産管財人* .を含む。以下同様)との間で、国内金融機関と同様に返済方法について変更する合意を得ております。返済方法の変更は主に期日一括返済から長期分割返済を前提とする変更であり、実質期日の延長を意味しておりますので、LBACC 社と協議いたしました結果、本新株予約権の全ての保有者でありかつ本貸付債権の貸付人である LBACC 社の権利を維持し、同社による権利行使を円滑化する途を確保することが必要であるとの結論に至り、LBACC 社が保有する本新株予約権の行使期間を延長することいたしました。延長後の新株予約権の期日 2018 年 9 月 28 日は金融債権者向けに提示している長期返済計画の最終弁済日に概ね合致するものであります。

なお、行使期間以外の本新株予約権の条件につきましては変更ありませんので、本新株予約権が行使された場合の株式の希薄化による影響に変動はありません。

* . 2008 年 9 月 29 日の第 3 回新株予約権の割当先は Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited.、融資契約の相手方は Lehman Brothers Japan inc. (旧リーマン・ブラザーズ証券株式会社)ですが、それぞれ契約の内容に従い、本新株予約権、本貸付債権ともに、Lehman Brothers Asia Capital Company (LBACC)に譲渡されております。LBACC も 2008 年 9 月に破産しており、香港特別行政区裁判所に任命された管財人である 会計士の Paul J Brough 氏、 Patrick Cowley 氏、 Edward Middleton 氏と彼らの属する KPMG 社を介して、当社は事務調整を進めております。

2. 新株予約権の行使期間延長の内容

- | | |
|----------|--|
| (1)名称 | 株式会社安楽亭第 3 回新株予約権 |
| (2)総数 | 439 個 |
| (3)変更の内容 | [変更前] 本新株予約権を行使することができる期間
2008 年 9 月 29 日から 2011 年 9 月 28 日までの間
[変更後] 本新株予約権を行使することができる期間
2008 年 9 月 29 日から 2018 年 9 月 28 日までの間
以上の他に、本新株予約権の内容及び LBCCA 社との間との 2008 年 9 月 12 日付け本新株予約権第三者割当契約の条件に変更はありません。 |

以上